平成２６年（フ）第５５１号
岡山県倉敷市児島田の口５丁目14番22号
破産者　株式会社ｈａｐｐｙ　ｈｏｌｉｄａｙ
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６８号
岡山県笠岡市茂平2918番地の39
破産者　井笠自動車整備株式会社
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２５３号
徳島県小松島市大林町字森ノ本26番地の83
破産者　有限会社Ａｓｙｓｔｅｍ
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５５号
長崎県雲仙市瑞穂町伊福甲1714番２
破産者　株式会社太陽電機
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８４号
沖縄県那覇市壺川３丁目４番26号オキジム壺川ビル
破産者　有限会社メディアウェーブ
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４７号
青森県三沢市中央町３丁目９番38号
破産者　有限会社トノムラ・フーズ
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第７０号
秋田県大館市早口字深沢岱36番地64
破産者　有限会社北林縫製所
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第５８号
秋田県湯沢市関口字上寺沢68番地22
破産者　有限会社リーズン
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１６５号
山形市七日町４丁目15番20号
破産者　株式会社マミー
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０２８号
横浜市中区山下町162番地１
破産者　株式会社リアライズ
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２号
横浜市中区長者町５丁目75番地１スクエア長者町805
破産者　株式会社オフィス・レイラニ
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２７号
横浜市磯子区田中２丁目１番２号
破産者　株式会社クンペル
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３６号
静岡県袋井市堀越２丁目18番地の１　ビジネスパーク堀越３－２
破産者　株式会社ライフクリエーター
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４１０号
静岡県磐田市大久保734番地の177
破産者　株式会社幸運輸送
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
山口県下関市西大坪町12番９号
破産者　株式会社山口西都
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２９０号
愛媛県松山市八反地甲1693番地の１
破産者　株式会社大興
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４７号
愛媛県松山市岩崎町２丁目３番41号
破産者　有限会社ツルハラ
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４６０号
大阪府泉佐野市市場東２丁目336番地の８
破産者　田中　清明
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５６６号
大阪府阪南市和泉鳥取1133番地の２
破産者　チバ・エィ・ディ建築事務所こと　千盤　昌弘
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
大阪府阪南市舞４丁目26番10号
破産者　濵﨑　安希（旧姓辻）
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３９８号
奈良市学園中４丁目540番地の10エクセルハイツ第２学園前513号、破産申立時の住所奈良市出屋敷町17番地の65
破産者　片山　雅由
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所